

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 政策推進部
- (2) 監査実施期間 平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 11 月 18 日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成 25 年度、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の平成 25 年度における監査実施日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【企画課】

(歳出)

- 監査項目 東羽衣国鉄清算事業団用地買収費
着眼点 ①用地買戻しに伴う、金額の計算等に誤りはないか。
②買収費の支払手続きは適正に行われているか。

(歳出)

- 監査項目 住基法改正に伴うシステム改修委託料
着眼点 ①委託契約の手続等について、適正に行われているか。
②委託料の支出は適正に行われているか。

【秘書課】

(歳入)

- 監査項目 ホームページ広告掲載料
着眼点 ①調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
②調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

- 監査項目 大阪府市長会分担金
着眼点 ①支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
②支出負担行為額の算出に誤りはないか。

【財政課】

(歳出)

監査項目 一時借入金利息

- 着眼点
- ①利息の支払事務は適正に行われているか。
 - ②一時借入金の時期、借入先、金額、利率及び期間等は適切か。

【税務課】

(歳入)

監査項目 督促手数料

- 着眼点
- ①督促の手続は、適時かつ適正に行われているか。
 - ②督促手数料は適正に徴収しているか。

(歳出)

監査項目 軽自動車税協議会負担金

- 着眼点
- ①負担金の効果は確認されているか。
 - ②負担金の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。

【経済課】

(歳出)

監査項目 おおさか人材雇用開発センター分担金

- 着眼点
- ①分担金の算出は合理的な基準により行われているか。
 - ②支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。

(歳出)

監査項目 泉北就職情報フェア・合同就職面接会負担金

- 着眼点
- ①負担金の効果は確認されているか。
 - ②負担金の支出手続きは適正に行われているか。

【地域活力創出課】

(歳出)

監査項目 大阪観光コンベンション協会会費

- 着眼点
- ①会費は、規程等に適合しているか。
 - ②会費の支出手続きは適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 ブランド戦略推進用器具費

- 着眼点
- ①購入は計画的かつ効率的に行われているか。
 - ②契約書の規格、数量等に合致しているか。
 - ③支払いは適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【企画課】

(歳出)

監査項目 東羽衣国鉄清算事業団用地買収費

予算額	支出済額 (9月末現在)
716,661,000 円	714,711,778 円

着 眼 点 ①用地買戻しに伴う、金額の計算等に誤りはないか。
②買収費の支払手続きは適正に行われているか。

本用地買収費については、平成4年12月に高石市土地開発公社が国鉄清算事業団より購入したものである。

現在、本市においては、財政健全化に資するため、第5次財政健全化計画案に基づいた土地開発公社の債務の全面的な解消に向け、公社保有地の買戻し等を実施している。

同用地の買戻しは、駅周辺ということで、財政健全化に向けた歳入確保のためにも有効であり、また、近隣地域において、連続立体交差事業と併せた駅前再開発も予定されていることから、同用地も含めた駅周辺整備を一体的に行うことにより、有効利用を図るものとして、平成24年度及び25年度において実施された。

買戻しに伴う費用の算定については、用地費・調査手数料及び各々の利息等の算定を根拠としており、決裁行為書、契約書、計算書等関係書類を監査した結果、その手続き、買戻しに伴う用地価格及び取得手数料等並びに経費の算定は適正に処理されていた。

契約業者名	高石市土地開発公社
契約年月日	平成24年9月28日
買戻用地表示	高石市東羽衣1丁目925番1
買戻面積 (総面積)	2,719.17㎡
平成24年度買戻額	684,930,114円
買戻持分	271,917分の135,959
支出年月日	平成24年9月28日
平成25年度買戻額	714,711,778円
買戻持分	271,917分の135,958
支出年月日	平成25年4月1日

(歳出)

監査項目 住基法改正に伴うシステム改修委託料

予算額	支出済額 (9月末現在)
2,625,000 円	2,625,000 円

- 着眼点 ①委託契約の手續等について、適正に行われているか。
 ②委託料の支出は適正に行われているか。

本委託料については、国において平成21年7月に公布された住民基本台帳法の一部を改正する法律に基づき、外国人住民の利便の増進及び行政の合理化を目的として、外国人住民が他市町村へ住所を移した場合でも、引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようになり、住民基本台帳ネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムへの改修であり、現行の住民基本情報系システムの改修を行うことを目的とした業務である。

委託業者については、当初より同システムの構築に携わるとともに、従来より本市の他の情報システム関係に携わっており、同システムとの連携が必要不可欠であり、市の業務内容等に熟知している下記業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が入札に適さない場合）により、本システムを構築し、内容・構成等熟知している下記業者と、本市随意契約ガイドラインにより、見積書徴取のうえ随意契約を締結している。

この業務委託料について、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、その手続き、経費の支出は適正に処理されていた。

契約業者名	紀陽情報システム株式会社
契約年月日	平成25年5月23日
契約履行日	平成25年5月23日から平成25年7月31日
契約保証金	高石市契約規則第46条第3号の規定により免除
契約金額	2,625,000円
支出年月日	平成25年9月20日

【秘書課】

(歳入)

監査項目 ホームページ広告掲載料

予算額	調定額	収入済額 (9月末現在)
100,000円	120,000円	120,000円

- 着眼点 ①調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
 ②調定の時期及び手続きは適正か。

本掲載料は、高石市ホームページのトップページ下段に掲載するバナー広告掲載料である。

ホームページ広告については、大阪府内各市町村のホームページ広告掲載の実態等をふまえ、広告の範囲・規格等を定めた高石市ホームページ広告掲載取扱要綱（以下、「要綱」という。）を策定し、平成23年度から開始したものである。広告の規格・広告掲載料については、要綱第3条、第4条において、次のように規定されている。

規 格	大きさ	天地 50 ピクセル×左右 150 ピクセル
	画像形式	GIF 又は JPEG (アニメ又は透過 GIF は不可)
	容 量	10K B以内
掲載期間・掲載料	1 か月	10,000 円
	連続 6 か月	54,000 円
	連続 12 か月	100,000 円

高石市ホームページ広告掲載に当たっては、申込者から提出された掲載希望期間等必要事項が記載された高石市ホームページ広告掲載申込書により、掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書により申込者に通知する。広告掲載の決定を受けた者が広告原稿提出及び広告掲載料の納付を行ったことを確認した後、掲載希望期間中、高石市がホームページに広告を掲載する。

平成 25 年度におけるホームページ広告掲載料の調定の時期・金額及び収入金額は、次のとおりである。

調定日	調定金額	収入金額	納入日
6 月 5 日	30,000 円	30,000 円	6 月 25 日
7 月 12 日	20,000 円	20,000 円	7 月 12 日
8 月 1 日	30,000 円	30,000 円	8 月 9 日
8 月 12 日	30,000 円	30,000 円	8 月 29 日
9 月 9 日	10,000 円	10,000 円	9 月 12 日

過去の件数、広告掲載料収入の推移は以下のとおりである。これらについては、決裁行為書、関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

	調定金額	収入金額	申込件数	掲載期間内訳
平成 23 年度	100,000 円	100,000 円	1 件	12 か月 (1 件)
平成 24 年度	130,000 円	130,000 円	2 件	3 か月 (1 件) 12 か月 (1 件)
平成 25 年度 (9 月末現在)	120,000 円	120,000 円	5 件	1 か月 (1 件) 2 か月 (1 件) 3 か月 (3 件)

広告の募集については、高石市ホームページ等の広報媒体を利用し随時行っているが、申込件数の増加等につながるような活性策が望まれるところである。

(歳出)

監査項目 大阪府市長会分担金

予算額	支出済額 (9 月末現在)
460,000 円	460,000 円

- 着眼点 ①支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
 ②支出負担行為額の算出に誤りはないか。

大阪府市長会（以下、「府市会」という。）は大阪府下の全 33 市において組織されており、大阪府下各市間の連絡協調を図り、市政の円滑なる運営と進展に資し、地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的とし、その目的を達成するために各種調査研究、研修会・講習会の開催、全国市長会その他各種団体との連絡調整等の事業を行っている。

府市会について事務局が置かれ、府市会の会議は、毎月 1 回開催する定例会と、必要がある場合に開催する臨時会があり、各市長が出席することを原則としている。

また、各市長は府市会に置かれた部会のうち 1 個以上に所属し、その所管事項に属する事項について都市政策の審議又は調査を行っている。

府市会の経費・算出方法については、府市会の総会で決定され、各市分担金・補助金・寄附金等を収入として充てており、分担金の額については、各市の直近の国勢調査人口を基準とし、人口 1 人あたり 1.01 円を乗じた人口割額、各市同一額の均等割の合計額により算出される。

なお、府市会の各市分担金総計における割合については均等割 60%程度、人口割 40%程度を目途としている。

支出負担行為については府市会からの請求書を受けて行っており、平成 25 年度における高石市の分担金額の算出は次のとおりで、決裁行為書、関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

高石市

$$\begin{array}{l} \text{平成 22 年国勢調査人口} \quad \text{人口 1 人あたり} \quad \quad \quad \text{均等割} \\ (59,572 \quad \times \quad 1.01 \text{円}) \quad + \quad 400,000 \text{円} \quad \doteq \quad 460,000 \text{円} \\ \text{(市人口割額における千円未満は四捨五入)} \end{array}$$

【財政課】

(歳出)

監査項目 一時借入金利子

予算額	支出済額 (9 月末現在)
7,375,000 円	1,271,521 円

- 着眼点 ①利子の支払事務は適正に行われているか。
 ②一時借入金の時期、借入先、金額、利率及び期間等は適切か。

一時借入金は、支払資金の一時的な不足を賄うために、当該年度内に償還する条件で銀行等から借り入れる借入金である。その最高額は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定により、予算で定めなければならないが、平成 25 年度高石市一般会計予算においては、一般会計分として 6,000,000 千円と定められている。

歳計現金の状況把握については、会計課が一件 100 万円以上の収支について定期的に各課か

らの報告を受け、それらに基づき収支見込みを立て、支払資金の過不足の把握に努めている。その結果資金不足が見込まれる場合に、会計課と財政課が協議し、必要に応じて基金からの一時繰替や水道事業会計及び銀行等金融機関からの一時借入で対応している。

基金からの一時繰替は、高石市積立基金条例第5条に規定されており、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することが可能である。また、水道事業会計に属する資金は、高石市水道事業会計資金貸付要綱により、一般会計及び特別会計に貸し付けることができるものである。

借入期間、借入先、借入額、利率、支払利子額の明細は次のとおりである。

借入期間	借入先	借入額	利率	支払利子額
25.4.1～25.6.3(63日間)	財政調整基金	270,000千円	0.3%	139,808円
25.4.1～25.5.31(60日間)	水道事業会計	200,000千円	0.1%	32,876円
25.4.23～25.5.31(39日間)	池田泉州銀行	300,000千円	1.475%	472,808円
	三菱東京UFJ銀行	300,000千円	1.475%	472,808円
	紀陽銀行	600,000千円	0.239%	153,221円
合計		1,670,000千円		1,271,521円

年度当初の4月・5月は、例月の支払いに加え、各特別会計への繰出し等多額の支出が予定されているため、財政調整基金からの一時繰替及び水道事業会計からの一時借入を行った。

財政調整基金からの一時繰替における利率0.3%は、他の基金からの繰替運用利率と同様であり、水道事業会計からの一時借入における利率0.1%は、金融機関から借り入れた場合の利率に比べ、低利なものとなっている。

次に、4月中旬以降には業者への支払い等多額の支出が予定されていたことから歳計現金に余裕がなくなり、その後に予定されている生活保護に係る扶助費や泉北環境整備施設組合に対する分担金等多額の支払いに充てるため、平成25年4月23日から5月31日まで12億円の一時借入を行っている。このうち6億円については、池田泉州銀行、三菱東京UFJ銀行の両行が本市の指定金融機関であることから6億円を折半し、各々から3億円ずつ借入れ、借入利率は短期プライムレートである1.475%を適用している。残りの借入必要額6億円については、指定金融機関も含めた8金融機関による見積り合せを行い、最低利率0.239%を提示した紀陽銀行から借入を行っている。

これらの資金調達により、各支払事務は滞りなく行うことができおり、一時繰替及び一時借入に係る決裁行為書、資金繰り資料、金銭消費貸借契約証書、支出負担行為兼支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

【税務課】

(歳入)

監査項目 督促手数料

予算額	調定額	収入済額 (9月末現在)
1,000,000 円	423,460 円	423,460 円

着眼点 ①督促の手続は、適時かつ適正に行われているか。
②督促手数料は適正に徴収しているか。

市税が納期限までに完納されない場合、徴税吏員は地方税法の各規定により、(市民税については同法第 329 条第 1 項、固定資産税については同法第 371 条第 1 項、軽自動車税については同法第 457 条第 1 項の規定に基づく。) 納期限後 20 日以内に督促状を発送し、高石市市税条例第 12 条の規定により、督促状 1 通について 80 円の督促手数料を徴収しなければならない。

督促の目的は、市税の積極的な納付促進を図り、納付意識を高めるためであり、時効中断の効果を持つとともに、滞納処分的前提要件となるものである。

税務課においては、市税の納付又は納入等の状況を滞納整理支援システムで管理しており、納期限までに完納しない納税義務者に対し、納期限後約 2 週間の納付又は納入を確認するための期間経過後、納期限後 20 日以内に督促状を郵送し、本税とともに督促手数料を合わせて徴収している。なお、収入調定については、月末ごとの事後調定を行っている。

各月ごとの督促状発送件数、督促手数料徴収件数及び徴収金額は下表のとおりであり、軽自動車税の納期限が 5 月末日、固定資産税及び都市計画税の納期限が 5 月末日及び 7 月末日、市・府民税の納期限が 6 月末日及び 8 月末日であることから、6 月から徴収件数及び徴収金額が増加しているが、督促状発送者名簿等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

	督促状発送件数	督促手数料徴収件数	徴収金額
平成 25 年 4 月	160 件	208 件	16,240 円
5 月	91 件	223 件	17,200 円
6 月	3,523 件	735 件	58,560 円
7 月	1,591 件	1,579 件	125,340 円
8 月	1,862 件	1,448 件	115,040 円
9 月	1,743 件	1,149 件	91,080 円
合計	8,970 件	5,342 件	423,460 円

(注) 分割納付の際、督促手数料を分けて徴収しているため、徴収金額を件数で割り戻しても 80 円にはならない。

(歳出)

監査項目 軽自動車税協議会負担金

予算額	支出済額 (9月末現在)
495,000 円	495,000 円

- 着眼点 ①負担金の効果は確認されているか。
 ②負担金の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。

軽自動車税協議会負担金は、軽自動車税申告書の受付・送付事務や軽自動車税に関する取扱い等の連絡・調整を行っている大阪府軽自動車税協議会（以下「軽自協」という。）に対する負担金である。なお、軽自協の会則等では、分担金と称している。

軽自協は、大阪府内全市町村により組織されており、府内市町村の軽自動車税に関する取扱い並びに協議研究を行い、併せて関係市町村間の連絡調整を行うことを目的に昭和42年12月に設立された。事務局は大阪市役所内に置かれ、軽自動車検査協会大阪主管事務所や同協会高槻支所、和泉支所内に各々事務局が置かれている。

軽自動車税の課税客体のうち軽自動車及び二輪の小型自動車に係る申告書については、当該車両について近畿運輸局大阪運輸支局又は軽自動車検査協会大阪主管事務所に対して検査の申請又は使用の届出がされる際に併せて提出させることが最も効率的であるので、軽自協が受付を行い、定期的に各市町村へ送付しているものである。これにより、各市町村は当該車両について課税客体の把握が可能となる。

軽自協の会則では、軽自協の経費は各市町村の分担金その他の収入をもって支弁するとなっており、軽自協設立当初の各市町村との申し合わせに基づき、年度当初の軽自協予算総額のうち基金繰入金等で賄われる部分を除いた経費を府内全市町村で分担することとされ、当該金額の10%を基に各市町村の均等割を算出し、均等割総額を除いた残額を前々年9月から前年8月までの軽自動車税申告書取扱件数に応じて分担する件数割としている。

今年度、本市の場合その内訳は、均等割134,000円、件数割361,000円となっている。

$$\begin{aligned} \text{均等割 } 134,000 \text{ 円} & \div (\text{分担金総額 } 57,427 \text{ 千円}) \times 10\% \div 43 \text{ 市町村} \\ \text{件数割 } 361,000 \text{ 円} & \div (\text{分担金総額 } 57,427 \text{ 千円} - \text{均等割総額 } 5,762 \text{ 千円}) \times (\text{高石市分取扱件数 } 4,327 \text{ 件} \div \text{総取扱件数 } 619,341 \text{ 件}) \end{aligned}$$

以上のように、本負担金は、軽自動車税の課税客体の把握をはじめ、軽自動車税に係る情報収集など、本市において軽自動車税事務を効率的に進めるうえで有効であると認められる。また、その額の算出も、均等割と件数割という合理的な基準により適正に行われていると認められ、本負担金の支出に係る決裁行為書、支出負担行為兼支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

【経済課】

(歳出)

監査項目 おおさか人材雇用開発センター分担金

予算額	支出済額 (9月末現在)
29,000 円	29,000 円

- 着眼点 ①分担金の算出は合理的な基準により行われているか。
 ②支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。

一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センターは、同和問題をはじめとする人権問題の解決に資するため、就職に際して困難な問題を抱える府民を支援し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的として、昭和 56 年に設立されている。本法人は、この事業に賛同する大阪府、市町村、大阪商工会議所、関西経済連合会及び民間企業により構成され、障がい者雇用をテーマにした研究会、就職者の職場適応能力向上のための在職者支援等の事業を行っている。

本法人の事業活動に生じる費用に充てるため、総会において毎年議決された会費を定款第 7 条に基づき納入している。決裁行為書、関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。なお、3 年間の支出負担行為日等については以下のとおりである。

年度	支出負担行為日	支払日	金額
平成 25 年度	25 年 7 月 1 日	25 年 7 月 12 日	29,000 円
平成 24 年度	24 年 5 月 30 日	24 年 6 月 13 日	29,000 円
平成 23 年度	23 年 5 月 30 日	23 年 6 月 13 日	29,000 円

(歳出)

監査項目 泉北就職情報フェア・合同就職面接会負担金

予算額	支出済額 (9 月末現在)
250,000 円	250,000 円

着眼点 ①負担金の効果は確認されているか。
②負担金の支出手続きは適正に行われているか。

主に高石市、泉大津市、忠岡町で構成される泉北就職情報フェア実行委員会は、2 市 1 町の持ち回りで泉北情報フェア・合同就職面接会（以下「就職フェア」という。）を開催し、就職・雇用情勢が厳しい中であって、求職者への求人情報の提供や就労に関する相談を行うことにより就職の促進に資するとともに、企業にとって有能な人材を採用する機会の増加に努めることにより、就労の促進と雇用の安定を図ることを目的としている。本委員会の主な事業は就職フェアの開催、上記に掲げる目的を達成するために必要な事業を行うことであり、泉北就職情報フェア実行委員会会則第 10 条により、経費は負担金及びその他の収入をもって充てるとされている。

就職フェア負担金の負担行為日は平成 25 年 5 月 9 日で、同年 5 月 23 日に請求書に応じて支払っている。各市町の負担金は以下のとおりであり、決裁行為書、関係書類を監査した結果いずれも適正に処理されていた。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
高石市	250,000 円	250,000 円	250,000 円
泉大津市	250,000 円	250,000 円	250,000 円
忠岡町	100,000 円	100,000 円	100,000 円

なお、参加企業数、来場者数、採用者数については以下のとおりであり、平成 25 年度については、11 月 14 日にたかいし市民文化会館において開催予定である。

実施日	場所	参加企業数	来場者数	採用者数
平成 24 年 11 月 29 日	テクスピア大阪	20 社	152 人	13 人
平成 24 年 7 月 31 日	忠岡町シビックセンター	13 社	107 人	7 人
平成 23 年 11 月 17 日	たかいし市民文化会館	23 社	203 人	16 人

【地域活力創出課】

(歳出)

監査項目 大阪観光コンベンション協会会費

予算額	支出済額 (9 月末現在)
30,000 円	30,000 円

着眼点 ①会費は、規程等に適合しているか。
②会費の支出手続きは適正に行われているか。

公益財団法人大阪観光コンベンション協会は、大阪観光局の事業実施母体となっており、平成 15 年 4 月に大阪観光関連 3 団体（財団法人大阪コンベンション・ビューロー、社団法人大阪府観光連盟、社団法人大阪観光協会）を統合し、大阪府・大阪市・経済界によるオール大阪体制で一層効果的・効率的に観光集客に取り組むための中心的役割を担う組織として設立された。

事業内容は、大阪の観光事業の推進、観光地の美化運動の推進、観光ガイドブックの発行、海外向けの宣伝事業等である。また、府内市町村の観光支援も主な事業としてあげられ、賛助会員に加入することにより、高石市も観光に関する資料及び情報（メールマガジン）の提供を受けると共に、発信もできる。賛助会員は、府下市町村をはじめ、鉄道事業者、旅行社、メディア関係者等で構成されている。

賛助会費は、協会の賛助会員規程第 5 条により、団体の賛助会員は 1 口 1 万円、5 口（加入当時は 3 口）以上となっており、高石市は協会設立当初より 3 口 3 万円を支出している。今年度については、平成 25 年 5 月 23 日に 30,000 円を支出している。また、近隣市の納入状況は以下のとおりとなっており、決裁行為書、関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

和泉市	30,000 円
泉大津市	30,000 円
貝塚市	30,000 円

(歳出)

監査項目 ブランド戦略推進用器具費

予算額	支出済額 (9月末現在)
500,000 円	500,000 円

- 着眼点
- ①購入は計画的かつ効率的に行われているか。
 - ②契約書の規格、数量等に合致しているか。
 - ③支払いは適正に行われているか。

本市は平成 23 年 11 月に、ブランド戦略検討プロジェクトチームを設置し、翌年 6 月に高石ブランドの創造、魅力ある街づくりによる活性化を図るため、市のブランドイメージを「羽衣天女」と決定し、デザインを制作している。

また、高石商工会議所青年部は、平成 24 年 6 月に創立 30 周年を記念して、本市の商工業をはじめとする街の発展に寄与でき、高石の様々な魅力や特性を内外に効果的に発信できるマスコットキャラクターの募集を行い、同年 11 月に応募のあった中から羽衣伝説をイメージしたマスコットキャラクターを決定し、それを「てんにょん」と命名し、着ぐるみを作製している。

今回の着ぐるみを購入するにあたり、全国的に各市町村がマスコットキャラクターを所持しており、シティプロモーションを行う上で必要不可欠なツールであるという考えから、また、双方のデザイン、キャラクターのモチーフが「天女」という点と、作製目的が、魅力ある街づくり・産業振興・地域活性化という点で一致していることから、商工会議所においても本市のブランドデザイン「羽衣天女」を各種パンフレット等の配布物に使用する等、相互使用してプロモーションを行っていくことは相乗的に有効であると合意が得られた事で、商工会議所で作製した着ぐるみと同等の物を 1 体購入している。

購 入 先 高石商工会議所
契 約 日 平成 25 年 4 月 26 日
契 約 金 額 500,000 円
支 払 日 平成 25 年 5 月 23 日

使用したイベント（予定しているものも含む）としては、以下のとおりである。

日	時	イ ベ ン ト 名	主 催 等
平成 25 年	4 月 28 日(日)	こども会カーニバル	高石市こども会育成協議会
平成 25 年	5 月 8 日(水)	J F A ころのプロジェクト 「夢の教室」	高石市教育委員会
平成 25 年	5 月 19 日(日)	浜寺ローズカーニバル	浜寺公園振興協議会 (高石市後援)
平成 25 年	7 月 6 日(土)	南海中央線(加茂地区)開通式	高石市
平成 25 年	7 月 15 日(月)	出張！何でも鑑定団 i n 高石	たかいし市民文化会館 (高石市教育委員会後援)

平成 25 年 8 月 17 日(土)	いっせい打ち水大作戦	高石市
平成 25 年 9 月 1 日(日)	にぎわいフェスタ	泉州観光プロモーション 推進協議会
平成 25 年 10 月 28 日(月)	第 2 ターミナル開業 1 周年 記念キャンペーン	新関西国際空港株式会社 (高石市協力)
平成 25 年 11 月 3 日(日)	高石市民文化祭	高石市・高石市教育委員会
平成 25 年 11 月 10 日(日)	忠岡町きゃらフェスタ 府市合同訓練	忠岡町 大阪府、3 市 1 町
平成 25 年 11 月 17 日(日)	第 7 回泉北環境クリーンフェ スティバル	泉北環境整備施設組合 (高石市、 高石市教育委員会協力)
平成 25 年 11 月 24 日(日)	第 1 0 回ファミリーウォーク DE 人権	堺人権擁護委員協議会
平成 25 年 12 月 22 日(日)	シティプラザ大阪 ゆるキャ ラパーティー	大阪府市町村職員共済組合 シティプラザ大阪
平成 26 年 2 月 16 日(日)	泉州国際市民マラソン	泉州国際市民マラソン実行委員 会・泉州 9 市 4 町陸上競技協会

高石商工会議所が作製したマスコットキャラクターであるため、使用する際には、事前に「使用願」(印刷等する場合「商標使用承認申請書」)を提出し承認を得ることにより、市が主催するイベント等で使用している。今回の購入により、着ぐるみの出演があるイベントが土曜日、日曜日に集中し、市が主催するイベント日程と、商工会議所が主催するイベント日程が重なった際でも、都合よく使用できている。

決裁行為書、関係書類を監査した結果、契約、支払行為はいずれも適正に処理されているが、そもそも、意匠に対する権利については高石商工会議所にあるものであり、市の自由使用権のない物品の購入となり通常の商品取引ではない。

当該器具に係る意匠については、実質的な使用権が本市に認められた実態の元で購入されたものと考えられるが、その着ぐるみを本市が運用したことにより生じる権利や義務の帰属についても、配慮していく必要がある。

3. 監査委員の質問事項

【企画課】

- ①第五次財政健全化計画の実施状況について
- ②パソコン普及率・利用状況及びセキュリティ管理の方法の状況について
- ③地域の元気臨時交付金の使用目的等について
- ④本市全般の保険の付保状況・内容評価について

【秘書課】

- ①本市ホームページの運用状況・現状の評価及び今後の展開課題について
- ②声の広報利用状況について

③各コミュニティセンターの利用状況・今後の対応及び目標について

【財政課】

- ①今年度上期財政全般状況について
- ②消費税率改定に伴う地方交付税への影響について

【税務課】

- ①今年度の税収全般の状況について
- ②地方税の電子化の推進状況について
- ③消費税率改定に伴う軽自動車税の改定について

【経済課】

- ①中小企業振興状況について
- ②今年度の消費者行政の進展について

【地域活力創出課】

- ①高石シーサイドフェスティバルの地域活力創出・ブランド戦略への効果について
- ②羽衣天女ノベルティ制作・配布状況及び地域活力創出・ブランド戦略への効果について